

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2024 年 3 月 7 日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号

株式会社小僧寿し

代表取締役社長 森下 將典

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号

株式会社小僧寿し準備会社

代表取締役社長 森下 將典

株式会社小僧寿し（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の完全子会社である株式会社小僧寿し準備会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2024 年 3 月 1 日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2024 年 7 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の小売事業及び FC 事業に関する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本件契約の内容（会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び第 192 条第 1 号）

本件分割に際しては、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して本件承継権利義務の対価として株式、金銭、その他の財産の交付を行いません。吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ、第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号ロ）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、2024 年 2 月 26 日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 本件効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の 2023 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。上記を踏まえ、また、吸収分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の 2024 年 2 月 26 日（設立日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

上記を踏まえ、また、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）に変更がありましたら直ちに開示いたします。

以 上

吸収分割契約書

株式会社小僧寿し（以下「分割会社」という。）及び株式会社小僧寿し準備会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社が対象事業（第1条に定義する。）に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本分割契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、本分割契約の定めに従い、本効力発生日（第3条に定義する。）をもって、分割会社が営む小売事業、及びFC事業（以下「対象事業」という。）に関して有する第4条第1項に規定する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本会社分割における分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号 株式会社小僧寿し

住所 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号

(2) 吸収分割承継会社

商号 株式会社小僧寿し準備会社

住所 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号

第3条（効力発生）

本会社分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年7月1日とする。ただし、本会社分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社が協議し合意の上、変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

1. 本会社分割により分割会社から承継会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務は、本効力発生日において対象事業に属する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。
2. 承継会社が分割会社から承継する全ての債務及び義務は、重畳的債務引受の方法により承継される。ただし、この場合における両社間の最終的な債務及び義務の負担者は承継会社とし、当該承継される債務及び義務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対してその負担の全部を求償することができる。

第5条（分割対価）

承継会社は、本会社分割に際し、分割会社に対して株式、金銭その他の対価を交付しない。

第6条（資本金及び準備金）

承継会社は、本会社分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第7条（株主総会承認）

分割会社及び承継会社は、本効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他本会社分割に必要な事項に関する決議を求める。

第8条（善管注意義務）

分割会社は、本分割契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって対象事業に係る業務の執行及び財産の管理を行うものとし、対象事業に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ承継会社の承諾を得て行うものとする。

第9条（競業避止義務）

分割会社は、本会社分割に関して、競業避止義務を負わない。

第10条（本分割契約の変更等）

分割会社及び承継会社は、本分割契約の締結後、本効力発生日に至る間に、分割会社又は承継会社の財産その他の権利義務又は経営状況に重大な悪影響が生じたときには、分割会社及び承継会社の合意により、本分割契約に定める条件を変更し、又は本分割契約を解除することができる。

第11条（本分割契約の効力）

2024年7月1日までに第7条に定める分割会社及び承継会社の株主総会における本契約の承認ならびに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本分割契約は効力を失う。


第12条（協議事項）


本分割契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本分割契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上定める。

〔以下余白〕

以上を証するため、本契約書2通を作成し、本分割契約の当事者が各1通を保有する。

2024年3月1日

分割会社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号
株式会社小僧寿し
代表取締役社長 森下 將典 

承継会社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号
株式会社小僧寿し準備会社
代表取締役社長 森下 將典 

承継権利義務明細表

承継会社が、分割会社から承継する対象事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は次のとおりとする。

なお、承継会社が分割会社より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は2023年12月末現在の当社の貸借対照表の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除したものを本効力発生日において承継会社に承継する。

1. 承継する資産

- (1) 対象事業に属する売掛金等の流動資産

514,121,118円

- (2) 対象事業に属する土地、建物、附属設備その他の固定資産

299,181,032円

2. 承継する債務

- (1) 対象事業に属する前受金、その他の流動負債

526,972,158円

- (2) 対象事業に属するその他固定負債

277,778,075円

3. 承継する雇用契約

分割会社が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する、対象事業に従事する分割会社の従業員と分割会社との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

4. 雇用契約以外の契約

分割会社が締結し、かつ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する全ての契約（当該契約に関して締結された変更契約、覚書その他これらに類する一切の合意を含む。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、企業グループの運営及び管理に関する次に掲げる契約を除く。

- (1) 弁護士、監査法人、金融機関、コンサルタント会社、税理士法人、税理士、司法書士その他外部委託業者との間で締結された委任契約
- (2) M&Aに関連する契約
- (3) 分割会社の本社建物に関する賃貸借契約及びこれに関連する契約、分割会社が所有

- 又は賃借する従業員寮等の施設に関する賃貸借契約及び保守管理等に関する契約
- (4) 管理業務に係るシステムに関する契約
 - (5) その他上記の契約に関連する一切の契約

なお、承継対象となる契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継会社に承継させるために、当該契約において必要とされる手続を分割会社が本効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合その他当該契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継会社に承継させることにより分割会社又は承継会社に重大な不利益が発生する場合には、分割会社及び承継会社は協議し合意の上、当該契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、承継対象から除外することができる。

5. 許認可・商標登録等

本効力発生日において、当社が保有している対象事業に関する許認可、商標登録等のうち、法令上承継が可能であり、分割会社が承継会社へ承継する必要があると判断したもの。

以 上

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	10	流動負債	－
固定資産	－	固定負債	－
		負債合計	－
		純資産の部	
		資本金	10
		資本準備金	－
		純資産合計	10
資産合計	10	負債純資産合計	10

以 上